

至誠館大学東京キャンパス管理運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人菅原学園組織運営規程第9条の規定に基づき、至誠館大学(以下「本学」という。)東京キャンパスを置き、その管理・運営に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 本学に、至誠館大学東京キャンパス(以下「東京キャンパス」という。)を置く。

(設置場所)

第3条 東京キャンパスは、次の場所に設置する。

東京地区：東京都中野区中野2丁目18番3号

(目的)

第4条 東京キャンパスは、本学の教育研究の進展に資するとともに、本学と地域社会の交流を深め、地域社会への貢献と文化の振興に寄与することを目的とする。

(業務)

第5条 東京キャンパスは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本学の教育に関する業務
- (2) 学生の学習相談に関する業務
- (3) 学生の進路指導及び厚生補導に関する業務
- (4) 地域住民の多様な教育ニーズに対応した特色ある高等教育の実施
- (5) 地域の課題や特性を配慮した特色ある生涯学習の機会提供
- (6) 地域と連携した人材育成及び地域活性化に資する事業の実施
- (7) 地域に対する大学情報の発信
- (8) その他東京キャンパスの目的達成に必要な業務

(管理運営責任者)

第6条 東京キャンパスの管理運営責任者は、学長とする。

(運営委員会)

第7条 (削除)

2 運営委員会に関する規程は、別に定める。

(職員等)

第8条 東京キャンパスに、それぞれ次の職員を置く。

- (1) 教育職員
- (2) (削除)
- (3) 事務職員

(職務)

第9条 東京キャンパス長の職務は、次のとおりとする。

(1) 東京キャンパス長は学長の命を受け、東京キャンパスの業務を掌理し、事務長を指揮監督し、東京キャンパスを代表する。

(2) (削除)

(3) 事務職員は、大学事務局と緊密に連携して、東京キャンパス管理運営業務を遂行する。

(室長及び任期)

第10条 東京キャンパス長は本学の専任教員の中から選出し、理事長が任命する。

2 任期は2年とし、再任を妨げない。

(事務)

第11条 東京キャンパス教室に関する事務を処理するために事務室を置く。

2 事務室に事務長をおき、一定数の室員を配置する。

3 事務長は、東京キャンパス長の命を受け、所管事務を掌り、所属室員を指揮監督し、事務室を代表する。

4 事務長は事務職員のうちから、理事長が任命する。

(教室の使用の範囲)

第12条 東京キャンパスを使用できる者は、本学の職員、学生及び卒業生とする。

ただし、自習室を除き、学生のみ使用は認めない。

2 前項の規定にかかわらず、管理運営責任者が必要と認めた場合は、前項以外の者について使用を認めることがある。

(使用手続き)

第13条 授業以外の目的で、東京キャンパスの使用を希望する者は、所定の様式により、使用予定日の3日前までに、管理運営責任者に申し込まなければならない。

(使用時間)

第14条 東京キャンパスの使用時間は、8時30分から18時までとする。

ただし、東京キャンパスの維持管理上必要があるときは、管理運営責任者の判断により使用時間を変更することができる。

(休業日)

第15条 東京キャンパスの休業日は、至誠館大学学則第10条によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理運営責任者が必要と認めた場合は、前項以外の日について休業することができる。

(遵守事項)

第16条 東京キャンパスを使用する者は、次の各号を遵守するものとする。

(1) 使用目的以外の用途に使用しないこと。

(2) 許可された以外の第三者に使用させないこと。

(3) 使用時間を守り、整理整頓及び施設設備等の保全に努め、火気の取扱いに注意すること。

2 東京キャンパスを使用する者が、故意又は過失により施設、設備等を損傷又は滅失したときは、これを賠償しなければならない。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、東京キャンパスの使用に関する必要な事項は、管理運営責任者が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年9月1日から施行する。

制定	平成20年	4	1日	(制定)
改正	平成22年	4月	1日	(第1回改正)
	平成26年	4月	1日	(第2回改正)
	平成27年	4月	1日	(第3回改正)
	平成27年	6月	1日	(第4回改正)
	平成28年	6月	1日	(第5回改正)
	平成29年	4月	1日	(第6回改正)
	平成30年	1月23日		(第7回改正)
	平成31年	4月	1日	(第8回改正)
	令和2年	4月	1日	(第9回改正)
	令和5年	9月	1日	(第10回改正)